

区民等及び区は、区政に関する情報を共有し、主権者である区民が、自らの判断と責任の下に、区政に参画できる住民自治の実現を目指すものとする

(自治基本条例…第3条-2)

杉並の問題をみんなで考える会

「考える会」は、杉並区の住民たちが、自分たち杉並区の住民たちのために活動する市民グループです。

web:<http://suginami.kangaeru.tokyo/>

TW:@kangaeru_minna

mail:minna@suginami.kangaeru.tokyo

憲法違反、法律違反、まかり通る

補助 132 (西荻窪)
補助 227 (高円寺)
補助 133 (成田東)

杉並の都市計画道路

計画を見直し、工事は中止を!!

とんでもないことがわかりました。いま杉並区内で住民説明会や土地の測量が行われている都市計画道路の手続きは、憲法違反であり、都市計画法にも違反していることがわかったのです。信じられないことですが本当です。

この重大な事実を「発見」したのは、明治学院大学名誉教授の熊本一規さん(70)です。中杉通りを五日市街道まで延伸する計画道路(補助133号線)に反対している成田東地区の住民が12月1日に開いた学習会で明らかにしました。熊本先生は環境政策、環境法規などがご専門ですが、1970年代後半から全国各地の住民運動にもかかわるようになり、法律面から海の埋め立てや原発、ダム建設工事などにストップをかけてきた方でもあります。現在も山口県が進める上関原発のボーリング調査を止めている最中です。どこがどう違反しているのか。先生の講演内容を要約します。

(1) 都市計画法そのものに違反

① 都市計画法の第16条の1項では、都市計画の案を作成する場合は公聴会などを開き、住民の意見を反映させることを義務づけています。具体的にはどのように反映させるのでしょうか。国土交通省作成の「都市計画の運用指針」は、こう指導しています。

「公聴会の開催が真に住民の意見を反映するよう、公述人が計画案作成の担当者となり、疑・議論を行うことも考えられる」

② さらに同法の16条の2項では、より身近な地区計画を作成するに当たっては、条例の定めにより、地区の利害関係者の意見を求めたうえで計画を作成するよう規定しています。これを受けて23区内では練馬、港、品川、墨田区などが、すでに都市計画についての条例や規則を制定していますが、杉並区にはまだ条例すらありません。

このように杉並区の手続きが、都市計画法の16条1項、2項に違反しているのは明らかです。

(3) なぜこんなことに

一番の問題は、行政自らが都市計画法違反を長年続けてきたことです。都市計画法には、新旧2つの法律がありました。旧都市計画法ができたのは1900年前の1919年(大正8年)のことです。この旧法では、都市計画は大正の決定、内閣の認可を受けて告示・縦覧し、事業化することをうたっています。

しかし、都市計画の作成前に公聴会を開くことなどは一切盛り込まれていません。こうした内容が法文化されたのは1968年(昭和43年)に新都市計画法ができてからのことです。ここまで説明するとおわかりいただけるのではないのでしょうか。

区内の都市計画道路事業の決定や変更の手続きは、10

(4) 行政側はどうすべきか

東京都がまだに旧法を前提に道路行政を進めているのに対し、茨城県ではすでに新法に基づいたシステムを作り上げています。同県のホームページを見ると、都市計画道路の原案ができた時点で公聴会や説明会を開き、住民の声を反映させる手順ができています。工事着手後も一定期間内に完了しない場合は、県の再評価の変更を考慮し、工事が手

付けたいです。

「住民がいくら反対しても、結局は負けて、道路はできてしまうのでは。」

(5) 計画地区の住民にとって大事なことは

今後、計画道路について行政側とやりとりする場合は、次の8点が大事です。

① 行政側が、都市計画法にも憲法にも違反してきたことを指摘する。

② 土地の測量や用地交渉には一切応じない。書類に印鑑は絶対に押さない。

③ 交渉は住民たちで組織する会を窓口とし、個別交渉には応じない。

④ 住民が同意しなければ事業は実施できない。住民は行政より強い立場にある。そのことをしっかり理解する。

⑤ 行政側による土地などの補償額は、任意交渉でも強制収用でも変わらない。

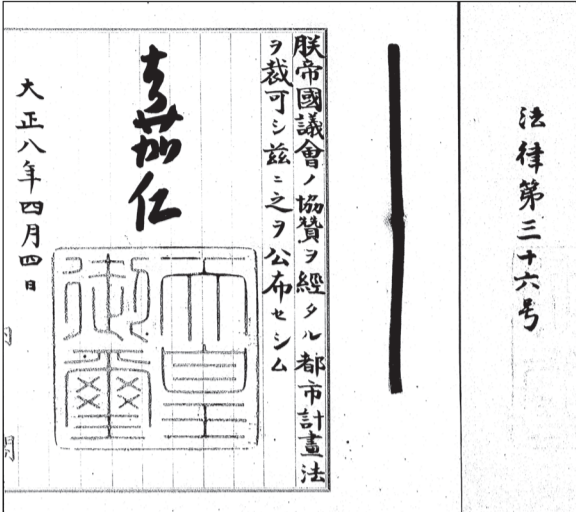
⑥ 交渉では行政側に「まさか」の違法性を、広く大勢の人に知らせることが大事でしょう。「大切なのは地区の結束と横のつながり。計画道路反対で意見がまとまり、20〜30%以上の人が印鑑を押さなければ、行政側は強制的な土地収用もできません。そうならば道路工事は止められるのではないのでしょうか」

⑦ 交渉内容を正確に記録するため必ず録音や写真をとっておく。

⑧ 自分の補償内容を知るには「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」の解説書を読み、勉強すること。

⑨ 以上が先生の講演の要約です。

⑩ 何人もの参加者がメモをとり、大きくうなずいていたのが印象的でした。(淳)



大日本帝国憲法の下で大正天皇が裁可した旧都市計画法(1919(大正8)年)。現在の計画道路の多くは、この旧法の下で計画決定された。計画段階における公聴会開催を義務づけた新法は1969(昭和43)年に成立。

憲法29条は国民の財産権を保障しています。公共事業などのために私有の土地や家屋などを用地するときは、財産権の侵害に当たるので、「正当な補償」をするよう定められています。

さらに国交省の「都市計画運用指針」では「都市計画法上の手続きは、国民の財産権が一方的に侵害されないよう担保するための最低限の手続きであることから、条例によって手続きを簡素化すること

は許されないと記されています。ところが杉並区の場合、簡素化どころか都市計画法を無視し、条例そのものを制定しています。

「区民の財産権を担保することにはなっていないのです。これでは区民の財産権の一方的な侵害を許してしましますから、憲法29条違反ということになります。」

会場との質疑応答
「住民がいくら反対しても、結局は負けて、道路はできてしまうのでは。」
熊本先生の回答。
「結果はわかりません。皆様次第です」「まずは行政側の違法性を、広く大勢の人に知らせることが大事でしょう」「大切なのは地区の結束と横のつながり。計画道路反対で意見がまとまり、20〜30%以上の人が印鑑を押さなければ、行政側は強制的な土地収用もできません。そうならば道路工事は止められるのではないのでしょうか」
何人もの参加者がメモをとり、大きくうなずいていたのが印象的でした。(淳)